

気いつけや情報(Vol.55)

【分電盤清掃に高額料金を請求される】トラブルが多発!!

ORA会員社から【分電盤清掃商法のトラブル】に関する情報提供がありました。

店舗・事業所にも周知徹底していただき未然防止に努めていただくようお願いいたします。

発生事案

- 飲食店に清掃業者から【電気の配電盤の掃除】に伺うと電話が入る
↓
- その後、店舗に清掃業者が来て、スタッフに契約書らしきものにサインをさせた
↓
- 10分ほど清掃作業を行い、完了したとのことで、業者から46,000円を請求された
↓
- 余りにも高額のために支払いができないと言ったが、最初にサインした契約書を盾に店舗に6時間も居座った
↓
- 警察に通報したが、「掃除をした形跡があり、契約書にもサインをしている」と犯罪とは認めがたく民事不介入と言われた
↓
- 閉店後に窓口の担当課長が対応して事なきを得た



朝日新聞デジタル 2017.1.6記事抜粋

※全国で【簡単な清掃作業をした後に高額料金を請求される被害】が多発しています。

事前に電話で連絡してくる、突然来るなど様々な手口があるようです。契約書のサインも作業前、作業後に求めてくるパターンがあるようですが、サインをしてしまうと後で不服を申し立てても契約が成立していることになり、業者との交渉が難航します。

契約を解除できるクーリングオフ制度も事業者間の取引には適用されません。また、地域の生活安全センターは個人の相談窓口で法人での相談受付はしておらず、弁護士等に相談が必要になります。

対応の注意点

- ① 相手が差し出す書類には、安易にサインや押印しない。
- ② 責任者が内容を十分に確認し対応する。
- ③ 契約している業者名や直近の清掃実施日を明確にしておき、契約していない業者が訪問してきた場合は、その場ではっきりと拒否する。